

### 4月1日からスタート! 子ども・子育て 支援新制度

全ての子どもたちが笑顔で成長していくために  
全ての家庭が安心して子育てをしながら、育てる喜びを感じられるために

市では、全ての子どもたちの健やかな成長を支援するための「富里市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、3つの重点プロジェクトを中心に、子育てを取り巻く問題に積極的に取り組んでいきます。

この計画の詳しい内容は、市ホームページまたは子育て支援課窓口で閲覧できます。

**富里市子ども・子育て支援事業計画 重点プロジェクト**

- 認定こども園の普及促進
- 幼稚園の長時間預かり保育の実施の推進
- 地域子育て支援センターの機能強化

子育て支援課  
子ども子育て政策室  
☎(93) 4497

## 協議会などの委員を募集します

### 共通事項

※申込書は、各担当課、日吉台出張所窓口で備え付けてあるほか、市ホームページからダウンロードできます。また、窓口以外で提出した人は、提出した旨を必ず電話で連絡してください。

- 選考方法 書類選考
- 選考結果 応募者全員に個別に通知

## 国民健康保険運営協議会

市では、国民健康保険の運営に関する重要事項を審議するため、国民健康保険運営協議会を設置しています。この委員の中で、被保険者を代表する委員を募集します。

- 対象 次の要件を全て満たす人  
○18歳以上(平成9年4月1日以前に生まれた人)で市の国民健康保険に1年以上加入している
- 年4回程度の会議に出席できる
- 市の審議会などの公募委員を2つ以上兼ねていない
- 市の議員または職員でない

## 地域福祉計画策定委員会

市では、だれもが地域において安心して暮らせる福祉のまちをめざし、「地域福祉計画」を策定しています。

- 任期 委嘱日から計画策定までの約2年間
- 報酬 1日5,000円
- 申込方法 4月10日(金)30日(木)までに「審議会等公募委員申込書(※)」に必要事項を記入し、「私の考える地域福祉づくり」を題名とするレポート(任意様式で800字以内)を添えて、次の方法で提出
- 社会福祉課窓口へ直接持参
- 電子メール
- 郵送(30日の消印有効)

■募集人数 3人以内  
■任期 委嘱日から2年間  
■報酬 1日7,600円  
■申込み 5月1日(金)までに申込書(※)に必要事項を記入し、「国民健康保険」をテーマにした4000字程度のレポート(任意様式)を添えて、次の方法で提出

**新たに防災行政無線を設置しました**

☎市民活動推進課市民安全班  
☎(93) 1114

防災行政無線を新たに市内7か所に設置し、4月1日から運用を開始しました。市内の防災行政無線は全部で66基となりました。引き続き、防災行政無線の整備を進めていきます。

■新たに設置した場所

- 久能駒形神社
- 立沢ポンプ場
- 獅子穴北
- 宮内交差点南
- 新木戸大銀杏公園
- 中沢野馬木戸
- 新橋公民館

防災行政無線は、自然災害や危機事象が発生したときに、市民に必要な情報の伝達を迅速かつ的確に行い、地域住民の生命と財産の保全を図ることを目的とする防災施設です。



■募集人数 3人以内  
■任期 委嘱日から2年間  
■報酬 1日7,600円  
■申込み 5月1日(金)までに申込書(※)に必要事項を記入し、「国民健康保険」をテーマにした4000字程度のレポート(任意様式)を添えて、次の方法で提出

富里市第3次行政改革大綱及び改革プラン(平成27年度改訂版)

市では、社会情勢の変化などに対応するため、「富里市第3次行政改革大綱及び改革プラン(平成27年度改訂版)」を策定しました。

これまでの「市民サービスの向上」「市民との協働の推進」「財政基盤の確立」「行政の効率的運営」「組織と人事管理」の5つの基本方針を継承し、引き続き、行政コストの削減と市民サービスの向上を図り、継続して自立した基礎自治体として、個性のあるまちづくりを進めていきます。

なお、策定にあたり実施したパブリックコメントの結果、意見・提案はありませんでした。改訂版は市ホームページのほか、企画課窓口で閲覧できます。

☎企画課企画統計班  
☎(93) 1118

## 安心して市民活動を行うための制度です 市民活動総合補償制度

市では、市民の皆さんが安心して市民活動を行うことができるように、「市民活動総合補償制度」により、市が保険料を負担し、活動中のけがや損害賠償を補償します。

☎市民活動推進課市民協働推進班  
☎(93) 1117

- 補償内容 傷害補償、損害賠償補償
- 補償対象者 市民活動に直接参加する人
- 市民活動の運営に従事するなど、主体的な立場で活動を行った人
- 補償対象になる市民活動 次の項目に全て該当し、無報酬(実費弁償程度の場合を含む)で行う、団体または個人の市民活動
- 市内で市民活動を行うことを目的としている
- 市内に活動の拠点がある
- ※詳しくは問い合わせてください。

この補償制度は、市民活動における全ての事故を補償の対象とするものではありません。対象となる活動・事故や対象とならない活動・事故があります。

また、不特定多数の人が参加するイベントなどの実施には、民間の行事保険(レクリエーション保険)への加入をお勧めします。

## 補償対象になる市民活動例

- 1 地域福祉活動
  - 区・自治会の公益活動
  - 交通安全活動
  - 防犯活動
  - 防火・防災活動
  - 資源回収・リサイクル活動
  - 清掃活動
  - 森林・里山のボランティア活動 など
- 2 社会奉仕・社会福祉活動
  - 社会福祉施設などへの援護活動(建物の修理、植樹などの手入れ、習い事指導、慰問、傾聴、手話など)
  - 在宅老人・障がい者(児)への援護活動 など
- 3 青少年健全育成活動
  - 子ども会の公益活動
  - 非行防止パトロール など
- 4 市主催・共催事業
  - 市が主催または共催する事業の実施・運営に携わるボランティアや参加活動
  - 市が委嘱または市の制度に登録したボランティア活動、富里市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録したボランティア活動

